特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
目次	目次
第一章　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準（第一条―第三条） 第二節　特定教育・保育施設の運営に関する基準 第一款　利用定員に関する基準（第四条） 第二款　運営に関する基準（第五条―第三十四条） 第三款　特例施設型給付費に関する基準（第三十五条・第三十六条） 第三節　特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第一款　利用定員に関する基準（第三十七条） 第二款　運営に関する基準（第三十八条―第五十条） 第三款　特例地域型保育給付費に関する基準（第五十一条・第五十二条） 第二章　特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第五十三条―第六十一条）	第一章　総則（第一条―第三条） 第二章　特定教育・保育施設の運営に関する基準 第一節　利用定員に関する基準（第四条） 第二節　運営に関する基準（第五条―第三十四条） 第三節　特例施設型給付費に関する基準（第三十五条・第三十六条） 第三章　特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第一節　利用定員に関する基準（第三十七条） 第二節　運営に関する基準（第三十八条―第五十条） 第三節　特例地域型保育給付費に関する基準（第五十一条・第五十二条）
附則	附則
第一章　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準 **第一節**　総則 （定義） **第二条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～八　略］ 九　教育・保育給付認定　法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定をいう。 十　教育・保育給付認定保護者　法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。 十一　教育・保育給付認定子ども　法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。 十二　満三歳以上教育・保育給付認定子ども　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号。以下「令」という。）第四条第一項に規定する満三歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。 十三　特定満三歳以上保育認定子ども　令第四条第一項第二号に規定する特定満三歳以上保育認定子どもをいう。 十四　満三歳未満保育認定子ども　令第四条第二項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。 十五　市町村民税所得割合算額　令第四条第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。	**第一章**　総則 ［節を加える。］ （定義） **第二条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～八　同上］ 九　支給認定　法第二十条第四項に規定する支給認定をいう。 十　支給認定保護者　法第二十条第四項に規定する支給認定保護者をいう。 十一　支給認定子ども　法第二十条第四項に規定する支給認定子どもをいう。
［号を加える。］	［号を加える。］
［号を加える。］	［号を加える。］
［号を加える。］	［号を加える。］